

看護職員募集要項

～令和 5 年度採用選考試験のご案内～

一般財団法人上越市地域医療機構
（上越地域医療センター病院）

【連絡・照会先】

一般財団法人上越市地域医療機構（上越地域医療センター病院）
総務課（看護職員採用担当）

〒943-8531 新潟県上越市南高田町 6 番 9 号

TEL : 025-523-2131（平日 8 : 30～17 : 00）

一般財団法人上越市地域医療機構 看護職員募集要項

～令和5年度採用選考試験のご案内～

一般財団法人上越市医療機構は、上越市が市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的に設立した法人です。当機構は上越市が開設する上越地域医療センター病院等の運営に当たるため市から指定管理者として指定され、病院運営をはじめ介護保険サービスなどのサービスを提供しています。センター病院では、「地域に寄り添う病院」を理念に掲げ、特に看護においては患者さんやご家族のみなさんの尊厳と権利を尊重した適切なケアの提供に取り組んでいます。地域医療の保健福祉の向上を担う看護師として、あなたの知識、技術、そして意欲を発揮してみませんか。

1. 募集職種

看護師

2. 募集人数

若干名

3. 受験資格

- ア 令和5年に行われる看護師国家試験により免許取得見込みの人（免許取得見込者）
- イ 看護師免許を有する人（免許取得者）

4. 合格から採用まで

- ア 免許取得見込者
採用は原則として令和5年4月1日です。所定の時期までに免許を取得できなかった場合には採用内定を取り消します。
- イ 免許取得者
採用選考試験の合否通知後、本人の意向を確認した上で順次採用します。

5. 試験内容

- ア 小論文（1,400字以内）
課題 【看護の中で大切にしたいこと】
・1,400字以内（A4縦、横書）にまとめ、応募書類に添えて事前に提出してください。

- ・手書き、パソコン入力いずれも可とします。
- ・表現力、課題の理解力、文書構成力、自分の意見が述べられているか等について評価します。
- ・別添の「小論文の書き方」を参照ください。

イ 面接試験

- ・意欲、積極性、協調性、専門性について個別面接の方法により実施します。
- ・試験時間は概ね 20 分間です。

6. 面接試験の日時及び会場

- (1) 試験日 お問い合わせ時に日程調整のうえ、随時行います。
- ・受付時間など詳細は、お手元に送付する「受験票」でご確認ください。
 - ・受験票が採用試験日の 2 日前までにお手元に届かない場合は、採用担当へご照会ください。

7. 試験会場

上越地域医療センター病院（新潟県上越市南高田町 6 番 9 号）

8. 応募方法

- (1) 以下の書類と小論文を受付期間内に提出してください。

ア 免許取得見込者	イ 免許取得者
1 履歴書	1 履歴書
2 看護系大学（短大含む）・看護学校等の卒業見込証明書	2 看護師の免許証（写） ※免許申請中の人は国家試験合格通知（写）を添付してください。
3 看護系大学（短大含む）・看護学校等の成績証明書	3 看護系大学（短大含む）・看護学校等の卒業証明書又は卒業証書（写）
4 小論文	4 小論文

- ・写しの提出は A4 サイズで提出してください。
- ・応募書類は返却いたしません。

- (2) 提出先

- ・(1) に記載した書類等を、持参又は郵送の方法により提出ください。
- ・提出期限は、応募問い合わせ時に確認してください。

〒943-8531 新潟県上越市南高田町 6 番 9 号
一般財団法人上越市地域医療機構（上越地域医療センター病院）
総務課（職員採用担当）

- ・ 郵送、宅配等で提出する場合は封筒に「看護職員採用試験提出書類在中」と朱書きし、受付期間内に必着するよう手配してください。

9. 合否結果について

試験結果は受験者それぞれへ通知します。通知の期日は採用選考日に、お知らせします。合格者の方には「入職承諾書（提出用）」を同封します。入職承諾書の提出、受領をもって改めて採用内定を通知いたします。

10. 個人情報の取扱いについて

機構へ提出いただく提出書類等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただくことがありますので、あらかじめご承知ください。

- （1）看護職員採用試験実施のため
- （2）試験の結果又は内定通知の送付のため
- （3）受験者名簿の作成のため
- （4）採用予定者名簿の作成のため
- （5）採用後の人事情報管理のため
- （6）採用試験実施状況資料作成のため

個人情報の管理につきましては、当機構において万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。提出いただいた個人情報に修正が生じた場合は、総務課採用担当までお申し出ください。

採用後の給与・勤務時間・休暇等について

1. 給与について

一般財団法人上越市地域医療機構の給与規程に基き給料と手当を支給します。
(以下、令和3年度実績を表記しています。)

【看護師初任給】

大学卒 223,700 円
短大3卒、専門学校(3年) 215,200 円

【諸手当】

宿直手当	1回につき 8,000 円
夜勤手当(深夜勤)	1回につき 5,250 円
夜勤手当(準夜勤)	1回につき 4,550 円
夜勤手当	1回につき 9,800 円
待機手当	1回につき 2,000 円
住居手当	借家の場合、月額 28,000 円上限
通勤手当	自家用車等の場合、月額 22,400 円上限
賞与(ボーナス)	年間基本給等の 4.30 月分(令和3年度実績) 支給基準日 6月30日・12月10日(年2回)
この他、扶養手当・時間外勤務手当等の手当があります。	

【参考】令和2年4月に採用された看護師の給与概算

看護師 大学新卒：給与総額(年収) 4,333,293 円

看護師 短大3新卒専門学校新卒：給与総額(年収) 4,190,663 円

※勤務実績により支給する時間外勤務手当等に違いがあることから、個々の年収額には差が生じます。

2. 勤務時間

- (1) 4週8休制 週38時間45分勤務
- (2) 他に国民の祝日、年末年始の休日有 ※勤務した場合は代休又は休日給を支給
- (3) 勤務形態：3交替制勤務、2交替制勤務

3. 休暇

(1) 年次休暇（有給）

採用年度（4月1日から3月31日までの間）に10日間を限度として付与。

（4月1日付採用者は、採用時に10日付与。）

1日、半日、1時間単位で取得可能。

取得しなかった日数は10日を超えない範囲内でその翌年度に限り繰り越しが可能。

(2) 傷病休暇（有給）

負傷又は疾病の場合。

(3) 特別休暇（有給）

ア 夏季休暇

6月から10月までの期間内で、原則として連続する5日間。

イ 結婚休暇

入籍又は結婚の日の前5日から後30日以内で原則として連続する7日間。

ウ 介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話をを行うため勤務しない場合は、年5日間（要介護者が2人以上の場合は、年10日間）

エ その他（忌引、ボランティア、災害被災時等）

(4) 子育て支援制度について ～あなたのキャリアを生かし続けてください！～

一般財団法人上越市地域医療機構は、育児をしながら働く職員を支援しています！！

ア 特別休暇（有給）

① 出産休暇

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間

② 育児時間

生後満1年に達しない生児を育てる女性職員は、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合1日2回それぞれ30分以内又は、1日1回1時間以内

③ 配偶者の出産休暇

④ 男性職員の育児休暇

配偶者が産前産後期間中で、小学校就学の始期に達するまでの子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

⑤ 家族の看護休暇（対象者：配偶者、父母、子、配偶者の父母等）

負傷し、又は疾病にかかった家族の看護（看病、通院等の世話）を行う場合や中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に予防接種もしくは健康診断を受けさせる場合、1年間に5日、2人以上の場合は10日間

イ 育児休業等

①育児休業

男女を問わず、子が2歳に達する日まで取得が可能。

社会保険料が免除される。

②育児短時間勤務

男女を問わず、勤務時間を2時間以内の範囲で子が3歳に達する日まで取得が可能。

(始業時間は10時30分以前、終業時間は15時15分以降)

ウ 妊産婦の女性職員に対する軽減措置等

①深夜勤務及び時間外勤務の制限

②健康診査及び保健指導のために必要な時間の勤務免除

③業務軽減

④休息・補食のために必要な時間の勤務免除

エ その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、当機構では深夜における勤務を制限する制度を設け、職員が働きやすい環境を整備しています。

4. 入職後の研修

当機構では、新人看護職員教員として各部署に教育担当者を配置し、スタッフ全員が役割分担をしながら新人を支援・指導する体制をとっています。

また、採用から中堅までの看護師は、看護実践能力の個人評価と自己研鑽ツールとしてクリニカルラダー（日本看護協会版）を活用し、経験を積み重ねながら主体的に学習し、ステップアップできるよう支援しています。

5. 社会保険・年金等

(1) 厚生年金に加入

(2) 雇用保険・労災保険に加入

(3) 新潟県病院企業年金基金に加入（掛金は全額当機構負担）

(4) 上越市勤労者福祉サービスセンターに加入（掛金は全額当機構負担）

6. 災害補償

仕事中のケガ、通勤中の事故などの災害補償制度あり。